

介護保険制度の拡充に関する意見書（案）

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、本年11月30日付けで、平成23年度の介護保険制度の改正に向けた「介護保険制度の見直しに関する意見」を取りまとめた。

この意見の中では、公費負担の引上げを否定するとともに、このままでは介護保険料が平均で月5千円を超える見込みもあることから、給付の効率化・重点化を進めることなどを基本的考え方とし、利用者の大幅な負担増と軽度の要介護者を介護保険制度の給付対象から外すことなどの方向性を打ち出した。

また、要支援1、2の要支援者については、市町村の判断で、生活援助を含めた介護保険制度の給付対象から外し、市町村独自の配食サービスなどに置き換えることのできる仕組みの検討を求めている。

さらに、軽度の要介護者と一定の所得（年間200万円以上を想定）のある高齢者の利用料については、現行の1割負担を見直し、「例えば2割に引き上げる」ことを検討すべきであるとの意見を示している。

そのほかにも、ケアプラン作成の有料化、施設入所者及び家族の負担能力の勘案、施設の多床室における居住費負担の増加、介護療養型病床を廃止する方針の継続などが盛り込まれている。

厚生労働省は、このような、高齢者に保険料の引上げ又は給付の削減の選択を迫る意見を元に介護保険法改正案を作成し、来年の通常国会に提出する意向を示している。こうした、専ら負担増、給付減を推進する制度改正には、到底同意することができない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、介護保険制度の拡充を図るため、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 軽度の要介護者に対する介護保険給付は維持し、その拡充を図ること。
- 2 利用料の引上げ等を行わず、利用者負担の軽減を図ること。
- 3 介護療養型病床を廃止する方針を撤回し、その安定的運営及び整備促進を図ること。
- 4 要介護認定を廃止し又は簡略化し、介護保険を利用しやすい制度に改善